

令和2年度介護保険サービス事業者に対する集団指導 アンケート結果

◎意見、質問等

No.	質問、意見等	回答
1	単独一人ケアマネです。運営基準、感染・災害への対応について、他事業所との連携や外部専門家との連携等とありますが、当事業所で探し進めて行かないといけないのでしょうか。	令和3年介護保険関連省令の改正により、居宅介護支援事業所についても業務継続計画（BCP）の策定が義務付けられました。BCP等については、各事業所において他事業所と連携を検討、専門家からの助言を求めるなど、厚労省ホームページに掲載されたBCPガイドラインを参考に体制を構築いただくこととなります。なお、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は努力義務とされています。
2	小規模の事業所の場合の研修や訓練について法人（病院）で一緒に行っているのですか。	他サービス事業者との連携により行うことは、差し支えありません。
3	訪問介護の区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランの件について、身体介護についても回数の制限はありますか？生活援助と身体介護と合わせた合計にも制限もあるのでしょうか？	令和3年10月1日施行の内容になるため、現時点で詳細は不明です。
4	現在の利用契約書・重要事項説明書には利用者及び事業者の署名・押印欄がそれぞれあるが、押印については省略できるのでしょうか？	押印については省略可能です。 私法上、契約は当事者の意思の合意により成立するものであり、計画書に押印がなくても契約の効力に影響は生じません。このことから、その文書が真正に成立したものであると推定されれば良く、書面の作成及びその書面への押印は、特段の定めがある場合を除き必要な要件とはされていません。

◎意見、質問等

No.	質問、意見等	回答
5	<p>居宅サービス計画書の同意として、署名押印いただいたものをサービス事業所に送付しています。居宅支援事業所は、署名押印いただいたものを保管しますが、サービス事業所に送付するものが、同意はいただき、署名押印がないものでもいいでしょうか。署名押印がないものでもよければ、メールでの送信が可能になります。いかがでしょうか。</p>	<p>居宅サービス計画書（以下、「計画書」という。）は、介護支援専門員がサービス事業所の担当者に対して、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する居宅サービス等の当該計画における位置付けを理解できるように交付するものです。</p> <p>よって、利用者からの同意があり署名押印をもらっている計画書については、メールでの送信であっても問題ありません。</p> <p>私法上、契約は当事者の意思の合意により成立するものであり、計画書に利用者からの押印がなくても契約の効力に影響は生じません。このことから、その文書が真正に成立したものであると推定されれば良く、書面の作成及びその書面への押印は、特段の定めがある場合を除き必要な要件とはされていません。</p> <p>メールによる書面收受においても有効と考えられますが、相手方との継続的な取引関係がある場合は、メールアドレス・本文及び日時等、送受信記録の保存が必要となります。新規に取引関係に入る場合は、別途、契約締結前において本人確認情報（氏名・住所等及びその根拠資料としての運転免許証等）の記録、保存が必要とされます。</p> <p>※令和2年7月7日付け総務省自治行政局長発出「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」別添4「押印についてのQ&amp;A」参照</p>